

平成28年度第1回千葉県いじめ対策調査会 会議録

平成28年7月8日(金)

午後4時から午後6時まで

千葉県教育会館 604会議室

出席委員 酒井邦弥、貞廣斎子、葉山幸雄、近藤一夫、高橋えみ子、小柴孝子

出席職員 教育長 内藤敏也、指導課長 小畑康生
生徒指導・いじめ対策室長 田邊稔、関係課・関係機関担当者他

1 事務手続き

2 開会

3 教育長挨拶

4 説明、審議

(1) 千葉県のいじめの状況について

※指導課長からの説明、その後、質問、審議。

委員

全国の状況と比べ、千葉県は小学生のいじめ認知件数が非常に多い。説明だと先生方の認知度が上がったということだが、それ以外に何か理由はあるのか。

指導課長

いじめの認知件数について、5,624件増加しているうちの5,500件以上が小学校である。これについては、小学校の段階で、冷やかしやからかい、悪口といった軽微なものを敏感にとらえて初期対応していることが要因であると考えている。

(2) 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する点検評価について

※事務局から、評価の目的、評価の対象、評価の方法について説明。

評価の観点「1 相談及び情報収集体制の充実」、「2 予防及び早期発見」について説明、その後質問、審議。

委員

事前にいただいた資料を見て、非常に施策が充実していると感じた。しかしながら、

いじめの認知の件数が減らないのは憂慮すべきである。

いのちを大切にするキャンペーンについて、155校が一同に介して実践発表が行われるということだが、内容的には、いじめに関するものなのか、非行防止的なものも入ってくるのか。

担当課

いのちを大切にするキャンペーンの内容は、基本的にはいじめを中心に、命の大切さ、思いやりの心、マナーなどを中心に扱うが、非行防止などいじめ以外の内容も関連してくると考えている。現在、各学校にこのような会議を行うことについて案内を送付しており、取組を促しているところである。

委員

私のクリニックでは、様々な相談が持ち込まれるが、教育のために、患者さんの相談内容に応じた本や講演会を紹介したり、素晴らしい映画があれば紹介したりしている。千葉県では、様々な研修や講習会など、とても熱心な取組がなされているが、実際に行って、反響が大きかった、本当に役に立ったと思われるような教材、講演会があれば、具体的に教えてほしい。

指導課長

効果的だったかについては、それぞれの状況において異なると考えているが、県教育委員会として力を入れて取り組んでいるのは、道徳教育推進プロジェクト事業の中の、いじめを題材にした映像の教材や読み物教材である。中でも、いじめを題材にした映像教材「ひびけ心のリコーダー」、「いつのまに…」については、県で独自に映像教材を作成し、活用も図れるように教師用の指導方法等も収録したDVDを配付した。また、高校生用の読み物教材資料の中にも、いじめに関する教材がある。その中には、無料通信アプリを使ったいじめに関する題材があり、道徳教育の中で、これらの教材を活用しながらいじめにどう対処するか、あるいはいじめをしないようにどうしていくかといったことについて、進めているところである。

委員

私は、この事業に関わる機会をいただいたので、私達委員が、映像教材をそれぞれが見て、それに対して意見を述べる機会があってもいいのではないかと。会議で、資料を読みあげてもらい、一人一言くらいずつ意見を言う。それを年に2、3回行ったところで、私が直接関わっているという意識は持ちにくい。委員として、責任をもって関わっていきたい。

委員

不登校総合支援事業について、質問させていただく。不登校と言っても原因は様々だと思う。いじめ防止、特に予防の観点から、不登校のうち、いじめに関するものがどれ位あるのか、また、復帰率がどの位あるのか、教えてほしい。

委員

関連する質問だが、いじめられているときは、学校に行きたくなくなると思うが、いじめがある場合、必ずしも不登校にならないと考えていいものなのか。

指導課長

不登校については、継続して30日欠席すると、重大事態に該当する。学校側の取組により、30日欠席する前に解消するということもある。あるいは、不登校は必ずしもいじめだけが原因で起こるものではない。また、いじめ以外の何か特定の理由だけというわけでもないため、様々な要因が複合的に重なっているという意味では、何をもって不登校という現象になっているのかを個々に見ていくのは非常に難しい。いじめの関連がないと考えられる不登校も相当数あるとは思っている。

不登校となったきっかけと考える状況については、調査によると、小学校の不登校となったきっかけと考える状況で、いじめと答えた割合は2%、中学校では1.6%であり、いじめだけが原因と捉えづらいところもあるが、判断は難しいところである。

教育長

今、問題行動調査の数値について、指導課長から説明があった。問題行動調査では、不登校を理由とするものは、確かに2%とか、非常に他の理由からは少なく出ている。実は、文部科学省で、不登校に関する調査研究協力者会議がこの2、3年動いており、教育再生実行会議でも議論が行われている中で、この調査の取り方がどうなのかという議論が進んでいる。確かに現在の調査ではそうだが、複合的な要因の中で、いじめが関わっているものも含めれば、肌感覚で言うともう少し多くなることが考えられる。今後の調査の仕方では、この数値は変わってくる可能性はあると思う。

委員

私のクリニックで、子どもの相談で一番多いのは、不登校である。保育園、幼稚園から大学生まで、不登校の原因として語られるのは、半分以上はいじめではないかと思う。いじめの態様にある、冷やかす、からかい、悪口、仲間はずれ、集団による無視、軽くぶつかる、叩かれる、金銭をたかられる、パソコン携帯電話などの誹謗中傷、これらが原因に含まれる子どもは半分より多いと思う。これに当てはまらない事由の方が少ない。当てはまらない事由は、家庭内の問題、勉強についていけない、担任と

の関係、部活の顧問などであると思うが、1%とか2%とは思えない。実際とは違っている気がする。発達障害が根底にある子どもがいじめを受けることがあるが、それもいじめである。父親の仕事の関係で、海外に住んでいた子が日本に戻って来て、いじめられて不登校になったという子もいる。私は、日本はいじめが多いと感じているが、いかがか。

指導課長

いじめの類型として、特に軽微なものも含めて丁寧に拾った結果、件数が増えたと申し上げたが、いじめと認知する部分においては、かなり多く件数を拾えるようになってきている。ただ、不登校のきっかけとして、いじめであるということについては、若干いじめの捉え方の差異があると考えている。これに関しては、学校の方で、いじめかどうかの判断についてかなり迷うところがあるという課題がアンケート結果から出ている。この点については、今、国の方でいじめの防止法ができて3年たったから見直すという規定がある中で見直しが行われているが、いじめをどう捉えるかというところについては、検討課題になっている。肌感覚と調査結果が整った状態になっていないというのは、御指摘のとおりと思う。

委員

不登校支援事業について、課題には、先生一人で700件担当しているとある。これは書類を作って終わるくらいしかできないと思う。予算的な裏付けが必要なものだが、データで出てきている以上にいじめと不登校の関連が濃厚であるということであれば、県の何らかの予算的な手立てによって、もう少し現実的な形にしていきたい。

委員

このようにたくさんの事業で、いじめ問題に取り組んでいる先生方の御苦勞を改めて感じている。対応は大変だが、予防を考えた時に、いのちを大切にするキャンペーンと豊かな人間作りは大事だと思う。いじめの加害者、被害者は少数で、多くの観衆、傍観者プラス無関心も含めて、その子たちが加わらないというか、ちゃんとチクれる状況になることで、大きないじめ問題にはつながらない。

いじめは人権侵害だと思う。いのちを大切にするキャンペーンなどにおける、いじめと命の大切さと人権教育というものを、先生方には同じ問題として捉えるような考え方をもちたい。高校生になるとデートDVも多い、結婚するとDVも多い、その先に虐待がある。人権教育をしっかりとやることによって、それらの問題の予防になるのではないかと思う。いじめはたまたま学校で起こる人権侵害だが、人間社会を生きていく中では多くあると思うので、そこも踏まえた教育をしっかりと行うとよい。

豊かな人間関係作りは、ピアサポートをするための教材であるということをも私大

分前から知っているが、非常に心理教育の観点が入っているので、このプログラムを小学校の92%、中学校の76%で実践しているのは本当に素晴らしい。先生方の中には心理学を学んでいる方も大勢いると思うが、中学校にはスクールカウンセラーがいるので、スクールカウンセラーの協力も得て、これらのプログラムをしっかりと実施してほしい。

※事務局から、評価の観点「3 人材の確保及び質の向上」、「4 啓発」について説明、その後質問、審議。

委員

人材の確保の観点から、研修会等を多く開催していただき感謝申し上げます。しかしながら、悉皆研修に出ない職員が校内にいるわけで、その職員に対して、いじめの問題や人権教育の問題等の研修する機会、情報の共有化については難しさもある。悉皆研修では、初任研とか5年目とか10年目の職員が研修を受けてくるわけだが、それが校内の中で上席教諭に伝わるかということ、なかなか伝わらない。レポート等を出したとしても、実態としてはなかなか浸透しない。校内の研修を充実させるには、上席教諭の研修の機会を確保してもらえるとありがたい。今後の課題の中に明記されているが、ぜひ実践化してほしい。

担当課

主に学級担任がいじめの早期をする割合が高くなっている観点から、前期層の教員の悉皆研修の中での研修がかなりの割合を占めている。当センターとしては、研修の中身について、講義形式の研修だけではなく、実際に事例研修を中心に行ったり、実際の子どもの姿を思い浮かべたりすることができるような能動的な研修の充実に努めている。悉皆研修を受けた教員が、さらに校内で研修の成果を生かせるような研修内容を検討していきたい。

委員

ここまでのところを、資料1のいじめ対応における課題は何かというアンケートの結果と突き合わせて拝見していた。説明から、一番難しいのはいじめかどうかの判断、次が保護者への対応、さらに、いじめを受けた児童生徒へのケアであるとか、児童生徒等が通報をためらうことがあげられている。説明だと、アンケートのア、ウ、カについてはそれぞれ対応する事業があり、それなりの成果をあげているということだが、保護者への対応については、対応の難しさもいろいろ多様であろうと思う。これだけ課題を感じている現場に対して、どのような手立てがそれに対応しているのか、それが不十分であるとするならば、今後どのような形を考えているのか伺いたい。ぜひそ

ういうことをしていただきたいという意見と質問を合わせて、お願いしたい。

担当課

保護者の対応に関する内容の研修を行っている。教育相談については、リーダー的な指導者を作ろうということを最終的な目的にしており、学んだことを地域に生かしていけるようなことを積極的に行っている。調査研究についても、今年度から、保護者対応について研究を行い、ホームページ、リーフレット等に掲載することを目指していることを、紹介させていただく。

担当課

加えて、いじめ問題対策支援チームというものが、各学校を訪問し、教員のニーズに合わせて指導助言を行っている。特に、生徒指導アドバイザーが、保護者対応についてのポイント等について、助言など個別に対応している。回数的には限られているが、充実させていければと考えている。

委員

このような評価表を作るのが目的ではなく、施策にこぼれ落ちがないかどうかということ、実態と有機的に関連付けながら検証することが大切だと思う。そうなると書きぶりも、課題のところをクローズアップしていただけると、課題になっているところに十分に対応していることがわかるようになる。

子どもがいじめられたことによって、かわいいわが子がなぜそんなというように、親もダメージを心理的に受けると思う。保護者の対応というと、例えば先生方には、いじめられた子の保護者に共感的に対応しなさいなどと研修すると思うが、先生方自身が対応するだけではなく、ダイレクトにそういう保護者に、メンタルの側面からサポートしていく事業も、先生方に過重な負担をかけないという意味で大事だと思う。

※事務局から、評価の観点「5 ネットいじめ対策」、「6 調査研究」について説明、その後質問、審議。

委員

青少年ネット被害防止対策事業のネットパトロールについて質問したい。問題のある書き込みの件数が6,029人、そのうち特に問題のある書き込みが1,078件とあるが、問題のある書き込みというのは、いじめと思われる書き込みという意味で使っているのか。そうすると、特に問題のある書き込みというのは、どう違うのか。また、かなり件数が多いが、前年度からどの位増えているのか、減っているのか、これだけの件数に対して、どのような対策をしたのか教えてほしい。

担当課

ネットパトロールは、ネットいじめだけに着目したパトロールではない。問題のある書き込みとしては、電話番号、住所、アカウントなどの個人情報の公開、個人を特定した誹謗中傷、暴力、問題行動、わいせつ表現、その他という区分で問題事例を調査している。

人数は、25年度3,275人、26年度4,689人、27年度6,029人で、全体として問題のある書き込みは増えている。問題の重大性でレベル1、レベル2、レベル3と分けており、レベル2、レベル3を特に問題のある書き込みとしている。6,029人のうち、668人、1,078件が特に問題のある書き込みであった。そのうちいじめに当たる、個人を特定した誹謗中傷は46件であった。最も多いのは個人情報の公開で、中学生、高校生はインターネットの危険性の認識が低く、個人名、電話番号等、個人を特定できる情報を公開しており、それによって犯罪被害に巻き込まれる危険性が高くなっている。

対応については、ネット上の書き込みにおいていじめや犯罪が疑われる場合、当課では事実関係までは確認できないため、市町村や教育委員会、また、重大な犯罪につながるようなものについては警察等に連絡して、適切な対応をお願いしている。

委員

ネットいじめについては、我々より子どもたちの方が、技術が進んできてしまい、かつ、無自覚にやっているということが問題だと思っている。ラインいじめが問題視される状況とあり、研修事業の成果・課題のところでも、生徒向けの情報モラル教室のための教材が現状に追いついていないとある。これらを考えると、やはり専門家の知識が必要ではないか。私も高校の現場にいたとき、こういった問題があったので、教育相談の先生方と一緒に、auの担当者呼び、実際に携帯電話を使ったいじめや無自覚に自分の情報を流してしまうことについての研修を行った。ぜひauとかドコモとかと連携し、情報を得て研修を進めていけたらよいと思う。

会長

最後に、いじめ対策の施策・事業の全体を通しての意見、又は、今後の方向性などで御意見がありましたら、お願いしたい。

委員

いじめについては非常に難しい問題で、先生方、子どもたち、親御さん全部含めて色々なことをやっていることに、本当に尊敬の念を抱く。私自身、初等中等教育の現場についてはよく知らない者だが、最近私どもの大学で、学生に刺さる言葉について、刺さるというのが、実は先生よりも上級生だと考えるようになった。いじめ対策の中で、先生方、子どもたち、親御さんと、しっかり進めているが、上級生と下級生、ま

たは卒業生と在校生、このような切り口の対策は要らないのかなと感じる。私は今、自分の大学で、とにかく上級生を使いたい、先輩学生の指導力というものを活用したいと考えているが、実はそれが本人たちが一番勉強になっている。ティーチイズラーニングであり、そういう切り口も今後の検討材料にはならないのかなと考えている。

委員

色々な研修とか冊子、映像、そういった様々な方面からの取組がなされていたとしても、根底にいじめはなぜいけないのか、やってはいけないのかという共通認識がないといけない。同じ学校で教育を受けた10人の子どもが、それぞれ違う受け止め方をして、違う認識をもっているは何にもならない。学校は教育現場なので、教育が大事で、教育によって国も滅びる。だからとても重要な分野で関わっている先生方や、そこに関係した私達、こういう取組をしている人たちは共通認識を持つ必要がある。

私のクリニックで40分もカウンセリングをするのは、教育をするためである。私は医療者で、教育者でもあると思っている。夫のDV、デートDV、職場のモラハラ、パワハラ、セクハラ、子どもへの虐待、いじめの問題、こういった問題は、全部根本は同じである。二者関係において、お互いの立場は違ったとしても、人として対等であること、どちらが上でも下でも、偉いわけでもないということを教えると、みんなわかる。例えばクラスのA君からいじめられた生徒も、A君と自分は同じ人間であること、夫にいつも暴言、暴力を振るわれて、自分は言われっぱなし、やられっぱなしだけれども、男と女、対等であることは、すごくわかりやすい。夫の問題でDVの専門機関に行き、DVについてこれから勉強し直すとか、場合によってはシェルターに入ったり、調停裁判で離婚の方向に向かったりすることがあるが、そのとき私は、あなたと夫との個人レベルの問題とは考えずに、日本の社会問題にあなたが取り組むと思ってがんばれと応援する。だから、私の中に誰かを見下す心があってはいけないと思う。私は、クリニックでの診療では、私と目の前の患者さんから、医師と患者という立場の違いはあっても、人としてはどちらが上でも下でもなく対等だということで取り組むので、他のクリニックと違い、患者さんが本音を話す。対等な立場で、ときには私に怒ったり、私が謝ったりして、私が本気で厳しいことも言ったりする。信頼関係があれば、そういうこともできる。

どれだけ時間やお金を使って、何か物を作っても、何が伝わるのか、その子が何を心に残したか、それがその後の人生においてどう役立っていくのかを押さえないと意味がないと思う。いじめがいけないことを小学校のときに学び、大人になってDVをしない、子どもを虐待しないということは、国と国とのレベルで考えれば戦争をしないということである。このような大事なことを、いじめという問題の中で教育できる。だから研修を受けた先生が、生徒に何と言うのか、ここを伝えてもらわないと、子どもたちに響かないのではないかと思う。具体的に人生に役に立たないのではないかと

思う。

委員

私が一番今日関心をもって聞いていたのが、いじめの対応における課題は何かというところの保護者への対応で、これがいじめの中で非常に大きな問題だと思う。これによって、いじめの問題が大きくなるのか、うまく収束するのかを決める重要なファクターになる。それだけに、保護者への対応についての事業については、これからも重視していかなければいけない。

先ほどの委員の言葉を借りれば、中には保護者への教育も必要なのではないかと。児童生徒にはしやすいことが、相手が保護者となると、どう対応していいのかが非常に難しい。本来であれば学校と保護者は車の両輪として学校教育に果たすべき役割があるにも関わらず、時には教育も必要なことがある。私達も一緒に検討していきたい。

保護者への対応はいくつか出ていたが、もう1つ付け加えるならば、スクールソーシャルワーカーの活用がある。特に案件として非常に微妙なケース、大きな問題となりかかっているものを、うまく解決に導くには、保護者への対応として活用できないだろうか。事業概要に、「問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけを支援する」と書いてあるが、保護者も問題を抱える児童生徒の置かれた環境であるから、それを親と読み替え、親への働きかけという意味でうまく活用できるとよい。中にはいじめについて、親の関与が否定できないケースもあるかもしれない。それらの時に活用できないか。あるいは被害者側の児童生徒にとっても、家庭でのサポートも非常に重要である。どちらにとっても重要なスクールソーシャルワーカーを益々充実させていただければと思う。

委員

先ほど委員も話されたが、学校の職員は今、本当に忙しい。いじめについて、早期に発見、早期に対応するというところで取り組んでいるが、学校の職員が忙しい中で、保護者への対応は、ある意味プレッシャーがかかる中でやらなければならない。そのような中、チーム学校として組織的に動くためには、専門家をもっと学校に入れなければならないというのがある。中学校にはスクールカウンセラーが全校に配置されているが、小学校にはなかなか全部は配置できていないため、何校かかけもちということで、日数的な制限がある。

私は小学校の保護者に、いじめ問題にも一緒に取り組んでいきましょう、親として考えていきましょうと話をしている。教師も、そういう相談にのったり治療したりするが、やはり専門的な見地からスクールカウンセラーが保護者と向き合って真剣に考えていけばもっともっと解決することもあると思う。財政的に厳しいのは十分わかっているが、ぜひ積極的にスクールカウンセラー等を配置できるような事業を展開して

いただければありがたい。

5 報告

6 閉会